

豊前市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)
～脱炭素社会を目指して～

令和6年3月
福岡県 豊前市

豊前市地球温暖化対策実行計画目次

1. 背景	
(1) 計画策定の背景	P1
2. 計画の基本的事項	
(1) 計画の目的	P2
(2) 計画の位置づけ	P2
(3) 計画の期間	P2
(4) 計画の基準年度	P2
(5) 対象範囲	P2
(6) 対象とする温室効果ガス	P3
(7) 上位計画及び関連計画との位置づけ	P3
3. 温室効果ガスの排出状況	
(1) 温室効果ガス総排出量	P4
4. 温室効果ガスの排出削減目標	
(1) 目標設定の考え方	P4
(2) 温室効果ガスの削減目標	P4
5. 目標達成に向けた取組	
(1) 取組の基本方針	P5
(2) 具体的な取組内容	P5
6. 進捗管理体制と進捗状況の公表	
(1) 推進体制	P8
(2) 点検・評価・見直し体制	P8
(3) 進捗状況の公表	P8

1. 背景

(1) 計画策定の背景

地球温暖化は、地球表面の大気や海洋の平均温度が長期的に上昇する現象であり、我が国においても異常気象による被害の増加、農作物や生態系への影響等が予測されています。

地球温暖化の主因は人為的な温室効果ガスの排出量の増加であるとされており、低炭素社会の実現に向けた取組みが求められています。

国際的な動きとしては、1997（平成 9）年 12 月に、国連気候変動枠組条約第 3 回締約国会議（COP3）で採択された京都議定書に代わる温室効果ガス排出削減のための新たな国際枠組として 2015（平成 27）年 12 月に、国連気候変動枠組条約第 21 回締約国会議（COP21）がフランス・パリにおいて開催され、法的枠組みである「パリ協定」が採択されました。これにより、世界の平均気温の上昇を産業革命から 2.0℃以内に抑える、全ての国々が地球温暖化対策に取り組んでいく枠組みが構築されました。

我が国では、1998（平成 10）年に地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号。以下「温対法」という。）が制定され、国、地方公共団体、事業者、国民が一体となって地球温暖化対策に取り組むための枠組みが定められました。全ての市町村が、地方公共団体実行計画を策定し、温室効果ガス削減のための措置等に取り組むよう義務づけられています。また、2016（平成 28）年には、地球温暖化対策計画（平成 28 年 5 月 13 日閣議決定）が閣議決定され、我が国の中期目標として、我が国の温室効果ガス排出量を 2030（令和 12）年度に 2013（平成 25）年度比で 26.0%減とすることが掲げられました。その後、2021（令和 3）年には、改定された国の地球温暖化対策計画（令和 3 年 10 月 22 日閣議決定）において、我が国の温室効果ガス排出量を公共施設を含むその他業務部門の削減目標を 2013（平成 25）年度比で 50%の高みに向けて挑戦し続けていくという新たな削減目標も示されました。同計画においても、地方公共団体には、その基本的な役割として、地方公共団体実行計画を策定し実施するよう求められています。

本市は、2022（令和 4）年 6 月に、2050（令和 32）年までに温室効果ガス排出量実質ゼロをめざす「豊前市ゼロカーボンシティ宣言」を表明しました。脱炭素社会の実現をめざすにあたり、公共施設を始めとして、地球温暖化の防止に向けた取組みを推進していきます。

2. 計画の基本的事項

(1) 計画の目的

豊前市地球温暖化対策実行計画事務事業編(以下、「本計画」)は、温対法第 21 条に基づく温室効果ガス排出量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画であり、本市の事務・事業において温室効果ガス排出量の削減に向けて実施する具体的な取組みを定め、地球温暖化防止を図ることを目的とします。

(2) 計画の位置づけ

本計画は、温対法第 21 条に基づき、市の事務事業に伴う温室効果ガス排出量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画(地方公共団体実行計画〔事務事業編〕)として策定するものです。

本市はこれまでに豊前市地球温暖化対策実行計画を策定し、温室効果ガスの排出削減に取り組んできました。令和 3 (2021) 年度に改正された国の「地球温暖化対策計画」において、我が国の温室効果ガス排出量削減目標が新たに設定されたことにより、計画を変更して改定しました。

(3) 計画の期間

本計画の期間は、長期的な視野をもって施策を推進する必要性から、2024(令和 6)年度から 2030(令和 12)年度までの 7 年間とします。

ただし、地球温暖化対策に係る技術の向上及び国の目標値の変更等、社会的情勢の変化を踏まえて、適宜見直しを検討することがあります。

図 1

項目	年 度										
	2013	…	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	…	2050
事項	基準 年度		計画 開始						目標 年度		
計画 期間											

二酸化炭素排出量
実質ゼロ

(4) 計画の基準年度

温室効果ガス排出量の削減目標を設定するにあたり基準とする年度は、国の地球温暖化対策計画に基づき、2013(平成 25)年度とします。

(5) 対象範囲

本計画の対象は、市が行う全ての事務及び事業とし、出先機関等を含めた全ての組織・施設とします。ただし、外部委託(指定管理者制度)している施設については、対象外としますが、施設管理者等に対して啓発等の働きかけを行い、可能な限り温室効果ガス排出削減への協力を要請します。

(6) 対象とする温室効果ガス

本計画の対象とする温室効果ガスは、温対法第2条第3項に規定される7種類のガスのうち、排出量の多くを占めている二酸化炭素(CO₂)とします。なお、すべての温室効果ガスについて、単位はt-CO₂を用います。

表1 対象とする温室効果ガス

温室効果ガス	主な発生原因
二酸化炭素(CO ₂)	燃料等の使用(電気・ガソリン・軽油・灯油・A重油・LPG)

※温室効果ガス排出量に占めるガス排出量の9割以上を占めているのが二酸化炭素とメタンガスです。

なかでも、代表的な気体である二酸化炭素は地球温暖化に及ぼす影響がもっとも大きな温室効果ガスです。

※その他の温室効果ガス(ハイドロフルオロカーボン(HFC)、パーフルオロカーボン(PFC)、六フッ化硫黄(SF₆)及び三フッ化窒素(NF₃)については、算定が困難なため対象外とします。

(7) 上位計画及び関連計画との位置づけ

本計画は、温対法第21条第1項に基づき策定が義務となっている「地方公共団体実行計画(事務事業編)」として位置づけます。本計画は、上位計画である「豊前市総合計画」を踏まえた計画となっています。

図2

市政の最上位計画

豊前市総合計画

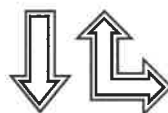
地球温暖化対策の推進に関する法律

国の地球温暖化対策計画



豊前市地球温暖化対策実行計画
【区域施策編】

豊前市地球温暖化対策実行計画
【事務事業編】



関連計画

豊前市一般廃棄物処理実施計画

温室効果ガスの排出削減に向けた取組の推進

3. 温室効果ガスの排出状況

(1) 温室効果ガス総排出量

本市の事務事業に伴う「温室効果ガス総排出量」のうち、二酸化炭素は、基準年度である 2013（平成 25）年度において 1,807t-CO₂ となっています。

表 2 基準年度二酸化炭素排出量

区 分	排 出 量
二酸化炭素 (CO ₂)	1,807 t-CO ₂

4. 温室効果ガスの排出削減目標

(1) 目標設定の考え方

地球温暖化対策計画等を踏まえて、本市の事務事業に伴う温室効果ガスの排出削減目標を設定します。

(2) 温室効果ガスの削減目標

目標年度（2030 年度）に、基準年度（2013 年度）比で 46%削減することを目標とします。

表 3

項 目	基準年度（2013 年度）	目標年度（2030 年度）
温室効果ガスの排出量	1,807 t-CO ₂	976 t-CO ₂
削減率	—	46%



図 3 温室効果ガスの削減目標

5. 目標達成に向けた取組

(1) 取組の基本方針

温室効果ガスの排出要因である、電気使用量と灯油・重油・ガソリン等の燃料使用量の削減に重点的に取組みます。

(2) 具体的な取組内容

表4 職員の重点取組み項目

取組項目	取組内容
照明	・不要な照明はこまめに消す。 ・昼休み中は来客スペースを除き、消灯する。 ・照明スイッチの見える化(スイッチごとの照明箇所を明示)。 ・トイレ・給湯室の照明は、こまめに消す。 ・残業時は、必要最低限の範囲で点灯する。 ・会議室は、必要最低限の範囲で点灯する。
OA 機器等 電気製品	・業務終了後は、OA 機器や電気製品の電源をオフにする。 ・電気製品等の待機電力の削減に努める。 ・長時間使用しない場合は、電気製品の電源をオフにする。
空調機器	・冷房時の室温は 28℃、暖房時の室温は 20℃を目安に適正運転を行う。 ・空調機器のフィルターの清掃など、設備・機器の保守管理を定期的に行う。 ・扉や窓の開閉により空調の使用を控える。 ・クールビズ、ウォームビズを心がけ、気候に合った服装をする。
給湯設備等	・電気ポット、電子レンジ等の電化製品は、使用を必要最小限にし、長時間使用しない場合は電源をオフにする。 ・冷蔵庫は、省エネ設定にし、複数の課で使用するなど必要最低限とする。
勤務時間の管理	・事務の効率化を図り、時間外勤務の削減に努める。 ・毎週特定日を「ノー残業デー」として、残業を控える。 ・業務終了後の早期退庁を奨励する。 ・ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）を推進する。
燃料使用量の抑制	・急発進・急加速はしないなどエコドライブに努める。 ・アイドリングストップに努める。 ・公用車の点検（タイヤの空気圧等）を定期的実施する。

用紙類	・両面印刷、縮小コピーを徹底する。 ・片面使用済用紙やミスコピー紙は再利用する。 ・掲示板、電子メール等のシステムの活用により、文書の簡素化、ペーパーレス化を図る。 ・資料・刊行物の発注を見直し、必要最低限度の部数にする。
廃棄物の減量とリサイクル	4R を推進する。 ・ 1R …リフューズ（発生回避） ごみとなるものの受取りを断る。 ・ 2R …リデュース（発生抑制） ごみとなるものを減らす。 ・ 3R …リユース（再利用） 繰り返し使う。 ・ 4R …リサイクル（再資源化） 資源として利用する。 ・ 備品類、その他事務消耗品類は修理・補修を心がけ、長期間繰り返し使用する。 ・ プラスチック容器や紙コップ等の使い捨て製品を使用しない。 ・ 掲示板等を活用し、不用となった物品は、他課での再利用に努める。 ・ 小型家電、プリンターのカートリッジ回収とリサイクルを進める。 ・ マイ箸やマイボトルを持参し、マイバック運動を推進する。 ・ 機密文書は溶解処理を推進する。 ・ ごみの分別を徹底し、ごみの排出抑制に努める。
物品等購入における環境配慮	・ 物品・用紙類は可能な限り、エコマーク製品等グリーン購入法（※）に適合した環境にやさしい製品を購入する。 ※「国等による環境物品等の調達等に関する法律」。 国等が、環境に配慮した製品を優先的に購入し、情報提供することによって、環境物品の需要拡大を図ることを目的としている。地方自治体によっては、実績報告の努力義務が規定されている。 ・ 電気製品の購入・更新にあたっては、省エネルギー型製品を優先する。 ・ 自動販売機は消費電力の少ない機器とし、過剰な設置をしない。 ・ 過剰包装や使い捨て製品の購入を控え、簡易包装や詰め替え可能な製品を選択する。

施設設備の更新	・外壁や屋根・窓の断熱及び、高効率機器等省エネルギー設備へ更新し、建築物における省エネルギー対策に努める。 ・太陽光発電システムなどの再生可能エネルギーの導入に努める。 ・公用車の更新時に環境負荷の少ない次世代自動車の導入を推進する。 ・照明器具等を取り替える時は LED 式照明等の省エネルギー型に切り替える。 ・節水に有効な器具等の設置を行い水使用量の削減を図る。 ・建設廃棄物の少ない施工技術・施工方法の採用に努める。 ・リサイクル可能な建設副産物は、再利用化に努める。 ・リサイクル資材の利用を促進する。
その他	・イベント等での配布物・販売物の過剰包装を抑え、マイバック等の持参を呼びかける。 ・イベント開催時は来場者に対し、公共交通機関の利用等を呼びかける。 ・イベント開催時は分別回収ボックスを設置し、ごみの再資源化に努める。 ・エコファミリー事業を推進する。

対象施設一覧表

施設分類		施設名
庁舎	1	市役所
文化施設・公民館	2	中央公民館
	3	八屋公民館
	4	宇島公民館
	5	角田公民館
	6	山田公民館
	7	三毛門公民館
	8	千束公民館
	9	黒土公民館
	10	横武公民館
	11	合河公民館
	12	岩屋公民館
	13	大村公民館
文化施設・公民館	14	青豊集会所
	15	旧岩屋公民館
	16	旧畑小学校
	9	求菩提資料館
	10	埋蔵文化財センター
	11	多目的文化交流センター
	12	豊前市立図書館
	13	ハートピアぶぜん
体育施設	14	能徳総合運動公園(市民体育館)
	15	能徳総合運動公園(武道館)
	16	能徳総合運動公園(市民球場)
	17	能徳総合運動公園(弓道場)
	18	豊前市南部体育施設(南部グラウンド)
	19	ミニグラウンド
	20	豊前市民プール
小・中学校	21	テニスコート
	22	八屋小学校 (令和10年度に編成の予定)
	23	大村小学校 (令和10年度に編成の予定)
	24	宇島小学校 (令和10年度に編成の予定)
	25	角田小学校 (令和10年度に編成の予定)
	26	山田小学校 (令和10年度に編成の予定)
	27	千束小学校 (令和10年度に編成の予定)
	28	三毛門小学校 (令和10年度に編成の予定)
	29	黒土小学校 (令和10年度に編成の予定)
	30	横武小学校 (令和10年度に編成の予定)
	31	合岩小学校 (令和9年度に編成の予定)
	32	八屋中学校 (令和9年度に編成の予定)
	33	角田中学校 (令和9年度に編成の予定)
保育園・児童館	34	千束中学校 (令和9年度に編成の予定)
	35	合岩中学校 (令和9年度に編成の予定)
	36	ちづか保育園
	37	子育て支援センター「たけのこ」
	38	角田放課後児童クラブ
福祉施設	39	ちづか放課後児童クラブ
	40	黒土放課後児童クラブ
	41	三毛門放課後児童クラブ
福祉施設	42	総合福祉センター
	43	同和福祉センター
公園	44	天地山公園
	45	青豊公園
	45	岸井公園
観光・産業施設等	46	山内のいえ
	48	北校跡地バス停
	49	フレスポバス停横エコトイレ
	50	宇島駅前トイレ
	51	定住促進住宅駐車場
	52	宇島駅第1駐車場
	53	宇島駅第2駐車場
	54	三毛門駅舎
	55	上町沓川池線
	56	八屋恒富線
	57	青畑道路
	58	道路照明
	59	広域農道トンネル照明
防災施設	60	能徳ポンプ場
	61	沓川ポンプ
	47	大西防災倉庫
その他	62	天空の杜(火葬場)
	63	共同納骨堂